

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和8年8月17日
支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長 赤川 裕志

1 業務概要

(1) 業務名

- 大規模土砂移動軽川下流地質調査業務
(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)(以下「業務①」という。)
- 大規模土砂移動軽川中流地質調査業務
(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)(以下「業務②」という。)
- 大規模土砂移動軽川上流地質調査業務
(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)(以下「業務③」という。)

(2) 業務内容

業務① 本業務は、大規模土砂移動に関する基礎資料収集のため、地質ボーリング調査等を実施するものである。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ア 機械ボーリング | N = 5 孔、L = 1 8 0 m |
| イ サウンディング及び原位置試験 | N = 2 孔 |
| ウ 観測孔及び観測機器設置 | N = 5 孔 |
| エ 室内土質試験 | N = 1 式 |
| オ 解析等調査 | N = 1 式 |

業務② 本業務は、大規模土砂移動に関する基礎資料収集のため、地質ボーリング調査等を実施するものである。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ア 機械ボーリング | N = 4 孔、L = 1 2 0 m |
| イ サウンディング及び原位置試験 | N = 2 孔 |
| ウ 観測孔及び観測機器設置 | N = 4 孔、地盤伸縮計 3 基 |
| エ 解析等調査 | N = 1 式 |

業務③ 本業務は、大規模土砂移動に関する基礎資料収集のため、地質ボーリング調査等を実施するものである。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ア 機械ボーリング | N = 5 孔、L = 1 3 5 m |
| イ サウンディング及び原位置試験 | N = 2 孔 |
| ウ 観測孔及び観測機器設置 | N = 5 孔 |
| エ 室内土質試験 | N = 1 式 |
| オ 解析等調査 | N = 1 式 |

(3) 履行期間 業務① 契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで。

業務② 契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで。

業務③ 契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで。

(4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象

業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

- (6) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務のうち、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。
- (7) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (8) 本業務は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、手続開始の公示、参加表明書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の業務において参加表明書及び技術提案書を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象業務である。

本業務のほかに下記に記載する他の試行対象業務に同時に参加を希望する場合は、いずれか1件の業務において参加表明書、従業員への賃金引上げ計画の表明書及び技術提案書のすべてを提出し、それ以外の業務においては、業務毎に入札説明書の5及び9に示す様式－1及び様式－11のみを参加表明書及び技術提案書のすべてに代えてそれぞれ提出すること。ただし、技術提案の内容（様式－12）は、業務①について記載することとし、詳細は入札説明書の9によること。

なお、本試行対象業務においては、配置予定技術者の申請は1名のみとし、対象業務ごとに別々の技術者を申請することは認めない。

また、落札決定は、次のウの順に行い、本試行対象業務のいずれかの業務を落札した場合は、落札した業務以降に落札決定する業務の入札は無効とする。

本試行対象業務及び落札決定通知予定は以下のとおりとする。

ア 一括審査方式の試行対象業務

本公示文の1(1)のとおり。

イ 通知年月日 令和8年10月16日（予定）

ウ 通知時刻 業務① 9時00分（予定）

業務② 業務①終了後

業務③ 業務②終了後

エ 通知年月日及び通知時刻を変更する場合は別途連絡するが、通知年月日等を変更した場合でも落札決定の順番は変えないものとする。

- (9) 本業務は、技術提案のうち、「その他」、「実施フロー」及び「工程表」を記載項目から除外し、「業務の実施方針」を規定した様式で技術評価を行う試行業務である。
- (10) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (11) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月3日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。
- (12) 本業務は、BIM/CIM適用業務（受注者希望型）である。

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「地質調査」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと。（入札説明書参照）

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

ク 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再決定を受けた者を除く。）でないこと。

ケ 北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）第27条の規定に基づく指名基準による。

なお、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業者の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10者程度とする。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

(ア) 配置予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針

(ウ) 賃上げの実施表明

(エ) 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = ((\text{ア}) \text{に係る評価点}) + ((\text{ウ}) \text{に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times ((\text{エ}) \text{の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = ((\text{イ}) \text{に係る評価点})$$

エ 詳細は、入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席専門官

電話011-611-0309（内線3249）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、令和8年8月17日から令和8年10月14日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である11時00分）まで、電子入札システムより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記4(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書及び賃上げ表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年8月17日9時00分から令和8年8月27日11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）若しくは電子メール等（着信を確認すること。）により提出すること。提出先は4(1)に同じ。

(5) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年9月14日9時00分から令和8年10月1日11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）若しくは電子メール等（着信を確認すること。）により提出すること。提出先は4(1)に同じ。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和 8 年10月14日11時00分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和 8 年10月14日11時00分。提出先は 4 (1) に同じ。

ウ 郵送又は託送による入札の受領期限は、令和 8 年10月14日11時00分。郵送又は託送先は 4 (1) に同じ。

開札は、令和 8 年10月16日北海道開発局札幌開発建設部入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札、無効の技術提案をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。

(7) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(8) 詳細は入札説明書による。